

令和 2 年度 遺伝子組換え食品検査結果  
適正な表示と安全性を確認しました

令和 3 年 7 月 28 日  
福 祉 保 健 局

令和 2 年度、東京都は大豆やとうもろこし加工食品など、139 検体の食品について、遺伝子組換え食品の表示確認や、安全性未審査の遺伝子組換え食品の混入などについて調査しました。

<検査結果のポイント>

※詳細については別紙参照

1 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の含有量の検査（別紙表 1 及び別紙表 2）

【農産物】

「大豆」及び「とうもろこし」について計 11 検体を検査したところ、3 検体から安全性審査済み遺伝子組換え食品の遺伝子が検出されましたが、含有量が 5%以下で、分別生産流通管理(IP ハンドリング)が適切に実施されており、表示違反となる食品はありませんでした。

【加工品】

「大豆加工品」及び「とうもろこし加工品」について計 80 検体を検査したところ、計 16 検体から安全性審査済み遺伝子組換え食品の遺伝子が検出されたため、分別生産流通管理(IP ハンドリング)の確認を行ったところ、9 検体について適切に実施されており、表示違反となる食品はありませんでした。なお、7 検体については、指導権限を有する関係機関に情報提供を行いました。

2 安全性未審査の遺伝子組換え食品の有無の確認検査（別紙表 3）

わが国では安全性未審査であるために国内での流通が認められていない遺伝子組換え食品である「パパイヤ(PRSV-YK、PRSV-SC、PRSV-HN)」、「米(63Bt、NNBt、CpTI)」及び「とうもろこし(CBH351(スターリンク)、Bt10)」の有無を調べるため、パパイヤ、米加工品(米粉)、とうもろこし及びとうもろこし加工品(スナック菓子、スイートコーン等)、計 48 検体を検査したところ、安全性未審査の遺伝子組換え食品の遺伝子は検出されませんでした。

(参考)

・「安全性審査済み遺伝子組換え食品」とは

遺伝子組換え食品は、開発された品種ごとに、国によって安全性が審査されます。令和 3 年 6 月 2 日現在、8 作物 325 品種について販売・流通が認められており、これらを使用した場合には、法律に基づく表示が義務付けられています。なお、安全性が未審査の遺伝子組換え食品は、国内で使用することや販売流通させることはできません。

・遺伝子組換え食品の表示

遺伝子組換え食品には、分別生産流通管理実施の有無等に応じ、原則として表示が義務付けられています。

・分別生産流通管理(IP ハンドリング)とは

生産・流通・加工の各段階で、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物の混入が起こらないよう管理し、そのことが書類等により証明されている流通管理のことです。IP ハンドリングが適切に実施されていても、遺伝子組換え農産物の一定の混入は避けられない場合があることから、IP ハンドリングが適切に実施されていれば、一定の意図せざる混入(大豆及びとうもろこしについては 5%以下※)があっても「遺伝子組換えでない」旨を表示できます。

※平成 31 年 4 月 25 日に、遺伝子組換え表示制度に関する食品表示基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、令和 5 年 4 月 1 日から遺伝子組換えに関する新たな任意表示制度が施

行されます。新たな表示制度では大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工品について分別生産流通管理により「遺伝子組換えの混入がないと認められる」場合と「意図せざる混入を5%以下に抑えている」場合で表示方法が異なります。「遺伝子組換えの混入がないと認められる」場合は「遺伝子組換えでない」「非遺伝子組換え」等の表示が可能です。また、「意図せざる混入を5%以下に抑えている」場合は「とうもろこし(分別生産流通管理済み)」や「大豆は、遺伝子組換えのものと分けて管理したものを使用しています」等、適切に分別生産流通管理された旨の表示が可能です。

## <概要>

### 1 立入施設

食品製造施設、スーパー、デパート等

### 2 実施機関

東京都健康安全研究センター広域監視部、東京都市場衛生検査所

### 3 検査機関

東京都健康安全研究センター食品化学部

### 4 実施期間

令和2年4月から令和3年3月まで

### 5 内容

#### (1) 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の含有量の検査

遺伝子組換え食品に係る表示のない大豆、とうもろこし及びそれらの加工品について、安全性審査済みの遺伝子組換え食品の遺伝子含有量を検査し、表示が適正に行われているかどうかを確認した。

<検査対象遺伝子> (安全性審査済み)

- ・大豆：RRS、LLS、RRS2の合算
- ・大豆加工品：RRS2、P35S
- ・とうもろこし（穀粒）：P35S、GA21、MIR604、MIR162の合算
- ・とうもろこし（粉砕加工品）及びとうもろこし加工品：GA21、Event176、Bt11、T25、MON810の合算

#### (2) 安全性未審査の遺伝子組換え食品の混入の有無の確認検査

パパイヤ、米加工品、とうもろこし及びその加工品について、安全性未審査の遺伝子組換え食品の遺伝子の有無を検査した。

<検査対象遺伝子> (安全性未審査)

- ・パパイヤ：PRSV-YK、PRSV-SC、PRSV-HN
- ・米加工品：63Bt、NNBt、CpTI
- ・とうもろこし及びとうもろこし加工品：CBH351（スターリンク）、Bt10

### 6 検査結果

#### (1) 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の含有量の検査（表1、表2）

農産物について、大豆9検体のうち1検体及びとうもろこし2検体から、安全性審査済みの遺伝子組換え食品の遺伝子を検出した。これらの検体については分別生産流通管理（以下IPハンドリング）が適切に実施されていることを確認し、組換え遺伝子の含有量が5%以下であったことから「遺伝子組換え」又は「遺伝子組換え不分別」の表示義務はなく、違反となる検体はなかった。

加工品について、とうもろこし加工品40検体のうち1検体及び大豆加工品40検体のうち15検体から、安全性審査済みの遺伝子組換え食品の遺伝子を検出した。これらの検体についてIPハンドリングの確認を行ったところ、9検体について適切に実施されており、表示違反となる食品はなかった。なお、7検体については、指導権限を有する関係機関に情報提供を行った。

#### (2) 安全性未審査の遺伝子組換え食品の有無の確認検査（表3）

農産物について、とうもろこし2検体及びパパイヤ3検体、加工品について、米加工品3検体及びとうもろこし加工品40検体を検査に供したが、安全性未審査の遺伝子組換え食品の遺伝子は検出されなかった。

表 1 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の含有量の検査（農産物及びとうもろこし加工品）

対象品目	検体数	検査結果			
		検出せず	5%未満 検出	5%以上 検出	検査不能 ※1
農産物	大豆	9	8	1	
	とうもろこし	2		2	
	農産物合計	11	8	3	0
とうもろこし 加工品	スナック菓子	9	5	1	3
	スイートコーン	18	18		
	コーンスープ	10	9		1
	ポップコーン	2	2		
	その他のとうもろこし加工品	1	1		
加工品合計	40	35	1	0	
合計	51	43	4	0	

\*1：加工度合が高い、あるいは残存遺伝子の割合が低い等の理由により、検査不能だった検体

表 2 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の含有量の検査（大豆加工品）

対象品目	検体数	検査結果		
		検出せず	検出※1	検査不能※2
豆腐	12	8	4	
豆乳類	6	3	3	
大豆	大豆水煮	1	1	
加工品	きな粉	6	5	1
	凍豆腐	2		2
その他の大豆加工品	13	8	5	
合計	40	25	15	0

\*1：平成 27 年 3 月 30 日消費表第 139 号「食品表示基準について 別添 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の検査方法」に基づき、定性試験のみ実施

\*2：加工度合が高い、あるいは残存遺伝子の割合が低い等の理由により、検査不能だった検体

表 3 安全性未審査の遺伝子組換え食品の有無の確認検査

対象品目	検体数	検査結果			
		検出せず	検出	検査不能※1	
農産物	とうもろこし	2	2		
	パパイヤ	3	3		
	農産物合計	5	5	0	
米加工品	米粉	3	3		
	その他の米加工品	0			
	小計	3	3	0	
加工品	スナック菓子	9	9		
	スイートコーン	18	18		
	とうもろこし	コーンスープ	10	10	
	加工品	ポップコーン	2	2	
	その他のとうもろこし加工品	1	1		
小計	40	40	0		
加工品合計	43	43	0		
合計	48	48	0		

\*1：加工度合が高い、あるいは残存遺伝子の割合が低い等の理由により、検査不能だった検体